

重要事項説明書

<令和 7年 12月 現在>

1 事業者（法人）の概要

名称・法人種別	株式会社 La Vie Plus
代表者名	代表取締役 本多 武士
所在地・連絡先	(所在地) 大分県中津市上宮永友ノ町 11 番地 3 (電話) 0979-26-0720 (FAX) 0979-26-0721

2 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業所番号

事業所名	訪問看護ステーション La Vie
所在地・連絡先	(所在地) 大分県中津市上宮永友ノ町 13 番地 4 (電話) 0979-23-8710 (FAX) 0979-23-8702
事業所番号	4460390240
管理者の氏名	笹原 加織

(2) 事業所の職員体制

従業者の職種	人数 (人)	区 分				職務の内容等
		常勤(人)		非常勤(人)		
		専従	兼務	専従	兼務	
管理者	1		1			管理・訪問看護業務
看護職員	2	1		1		訪問看護業務
看護職員(准看)	2	1		1		訪問看護業務
事務員	1	1				事務全般

(3) 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域	中津市、 但し三光村・山国町・耶馬溪町・本耶馬溪町を除く区域
------------	-----------------------------------

※ 上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日・営業時間等

営業日	平日・土曜日
営業時間	平日 (9:00~18:00) 土曜 (9:00~13:00)

※ 営業しない日：日曜日・祝日・お盆(8/13~8/15)・年末年始(12/30~1/3)

サービス提供日	月曜から金曜まで
サービス提供時間	9:00~18:00
※緊急時は24時間体制でご相談・訪問の体制をとっておりますので緊急時は緊急時連絡先に、ご連絡ください。	
緊急時連絡先	080-9104-7002

3 サービスの内容

サービス区分と種類	サービスの内容・手順等
1 訪問看護計画の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
2 訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 療養生活上の指導 ② 褥瘡の処置等 ③ 装着・使用医療機器等の操作援助・管理 ④ その他

■ 訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)の作成及び評価等

担当の看護職員等が、主治の医師の指示及び居宅サービス計画(介護予防サービス計画)に基づき、利用者様の直面している課題等を把握し、利用者様の希望を踏まえて、訪問看護計画(介護予防訪問看護計画)を作成します。

また、サービス提供の目標の達成状況等を評価し、その結果を書面(サービス報告書)に記載して利用者様に説明のうえ交付します。

4 費用

介護保険の適用がある場合は、原則として料金表の利用料金の1割が利用者様の負担額(一定以上の所得がある65歳以上の利用者様は2割または3割)となります。

なお、介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、事業者へ直接介護保険給付が行われない場合があります。その場合、利用者様は1か月につき料金表の利用料金全額をお支払いください。利用料のお支払いと引き換えに領収証を発行します。また、還付に必要なサービス提供証明書を発行します。

【料 金 表】

■訪問看護（地域区分 1単位：10円）

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金
看護師 による 場合	20分未満	313単位	3,130円
	20分以上 30分未満	471単位	4,710円
	30分以上 1時間未満	821単位	8,210円
	1時間以上 1時間30分未 満	1,125単位	11,250円
准看護師 による 場合	20分未満	282単位	2,820円
	20分以上 30分未満	423単位	4,230円
	30分以上 1時間未満	739単位	7,390円
	1時間以上 1時間30分未 満	1,013単位	10,130円

■訪問看護加算項目

夜間（午後6時から午後10時）・ 早朝（午前6時から午前8時）の加算	上記の額に1回につき25%加算します。
深夜（午後10時から午前6時）の加算	上記の額に1回につき50%加算します。

加算項目	サービス 単位	サービス 利用料金	内 容
初回加算Ⅱ	300単位	3,000円	初回の加算
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位	5,740円	緊急時の加算
特別管理加算Ⅰ（※1）	500単位	5,000円	特別な管理を必要とする利用者 様へ計画的な管理を行う場合
特別管理加算Ⅱ（※2）	250単位	2,500円	

＜特別な管理を必要とする状態＞

※1・Ⅰ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態

※2・Ⅱ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態

■介護予防訪問看護

サービス提供時間		サービス単位	サービス利用料金
看護師 による 場合	20分未満	302単位	3,020円
	20分以上 30分未満	450単位	4,500円
	30分以上 1時間未満	792単位	7,920円
	1時間以上 1時間30分未満	1,087単位	10,870円
准看護師 による 場合	20分未満	272単位	2,720円
	20分以上 30分未満	405単位	4,050円
	30分以上 1時間未満	713単位	7,130円
	1時間以上 1時間30分未満	978単位	9,780円

■介護予防訪問看護加算項目

加算項目	サービス単位	サービス利用料金	内容
初回加算Ⅱ	300単位	3,000円	初回の加算
緊急時訪問看護加算Ⅱ	574単位	5,740円	緊急時の加算

※ 上記料金算定の基本となる時間は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、利用者様の訪問看護サービス計画に定められたサービスにかかる標準的な時間を基準とします。

※ 上記の基本料金は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改定されます。その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせいたします。

※ 介護保険での給付の範囲を超えたサービス利用の利用料金は、全額が利用者様の自己負担となりますのでご注意ください。

■交通費

通常の事業の実施地域にお住まいの方は無料です。

それ以外の地域にお住まいの方は、交通費の実費が必要となります。

なお、自動車等を使用した場合は、次の交通費をいただきます。

通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル未満	200円
通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道20キロメートル以上	300円

【医療保険】料金表

主治医が訪問看護の必要を認めた方に、主治医の交付した訪問看護指示書及び訪問看護計画書に基づき訪問看護を提供し、基本利用料並びにその他の利用料をお支払いいただきます。

1. 後期高齢者医療費保険者証を持っている方

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	後期高齢医療費 保険者証
一定以上所得の方	訪問看護に要する費用の3割	

2. その他の医療保険の方

医療保険で定める報酬に基づいて負担額の請求を行います。

3. 訪問看護療養費の加算などについて

サービス内容	加算金額	備考
24時間対応体制加算	6,400円/月	休日や、夜間・早朝・深夜対でも、病状の変化 当時に、電話で看護に関する意見を求める事が 出来る体制にあり、必要時には訪問看護を行いま す。
緊急訪問看護加算	2,650円/回	利用者の希望で診療所・在宅支援病院の指示に より緊急の訪問を行った場合
難病等複数回訪問看護加算 1日2回の場合 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上 1日3回の場合 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上	4,500円 4,500円 4,000円 8,000円 8,000円 7,200円	難病等複数回訪問看護加算は（1日当たりの回 数の区分が同じ場合に限る）のそれぞれを合算 した人数に応じて同一建物居住者に関わる区分 とする。
長時間訪問看護加算（1時間30分 を越える）	5,200円	特別管理加算対象・特別指示書の場合は1回/ 週、15歳未満の（準）超重症児の場合は3回/ 週まで可能
複数名訪問看護加算 イ；看護師と訪問する場合 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上 ロ；准看護師と訪問する場合 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上	4,500円 4,500円 4,000円 3,800円 3,800円 3,400円	一人での看護が困難である場合（利用者、家族 の同意を得た場合） ①末期の悪性腫瘍等厚生労働大臣が定める疾病 などのかた ②特別訪問看護指示期間中であって、指定訪問 看護を受けているかた ③特別な管理を必要とするかた

ハ;看護補助者と訪問する場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く） 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上 ニ;看護補助者と訪問する場合（別に厚生労働大臣が定める場合を除く） (1) 1日1回の場合 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上 (2) 1日2回の場合 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上 (3) 1日3回以上の場合 同一建物内に1人 同一建物内に2人 同一建物内に3人以上 イまたはロの場合は週1回、ハの場合は週3日を限度とする（回数制限のない場合もある）	3,000円 3,000円 2,700円 3,000円 3,000円 2,700円 6,000円 6,000円 5,400円 10,000円 10,000円 9,000円	
夜間・早朝訪問看護加算	2,100円	夜間とは18時～22時 早朝とは6時～8時
深夜訪問看護加算	4,200円	深夜とは22時～6時
退院時共同指導加算 (1回 がん末期等は2回) 特別管理加算 (特別管理加算の対象者は加算)	8,000円 2,000円	病院や介護老人保健施設に入院、入所中の方が退院、退所にあたって、医師・訪問看護ステーションの看護師等が共同して、居宅における療養上必要な指導を行った場合
退院支援指導加算	6,000円	厚生労働大臣が定める疾病等、厚生労働大臣が定める状態にある利用者が、保険医療機関から退院する日に看護師が療養上の指導を行った場合
在宅患者連携指導加算 (月1回)	3,000円	医療関係職種間の連携による指導等
在宅患者緊急時等カンファレンス加算(月2回)	2,000円	主治医の求めで利用者宅でのカンファレンス

特別管理加算 (I)	5,000 円/月	I. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理、気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態 II. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態 人工肛門・人工膀胱を設置している状態、真皮を超える褥瘡の状態、在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定されている状態
(II)	2,500 円/月	
訪問看護ターミナルケア療養費 1 (介護保険と通算可能)	25,000 円	死亡日及び死亡前 14 日以内に 2 日以上 of ターミナルケアを行った場合
悪性腫瘍利用者の緩和ケアに係る専門の研修を受けた看護師の同行	12,850 円	管理療養費はなし
訪問看護基本療養費Ⅲ (外泊中の訪問看護)	8,500 円	管理療養費はなし
訪問看護情報提供療養費	1,500 円	市等への情報提供

注：特別指示書による訪問看護：医療保険で回数制限のあるかた・介護保険の訪問看護をご利用中の方に対して、医師より急性憎悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の、特別訪問看護指示が出た場合、一月につき指示の日から 14 日を限度として（但し、ア気管カニューレを使用している状態 イ真皮を超える褥瘡の状態のかたについては、月 2 回まで）訪問看護が適用となります。

■その他の保険外費用

- ・エンゼルケア（死後の処置料）1 回 20,000 円(税込)
- ・看護師による爪ケア（福祉爪ケア専門士資格あり）
肥厚爪・巻き爪の爪切り 1 回 3,000 円(税込)
巻き爪矯正 1 回（1 指） 4,000 円(税込・材料費込み)
角質ケア（タコ・魚の目・踵、指の角質ケア） 1 回 3,000 円(税込)
- ※訪問時間以外で対応した場合は、上記料金をいただくこととなります。
- ・その他、自費での訪問をご希望の場合は、規定料金の 10 割負担となります。
ご希望の場合はご相談ください。

■キャンセル料

利用者様の都合によりサービスを中止する場合は、次のキャンセル料をいただきます。但し、利用者様の病状の急変など、緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。

利用日の前日までに連絡があった場合	無 料
利用日の当日に連絡があった場合	1 提供当りの料金の 10%

■利用料等のお支払方法

自動口座引き落とし(ご指定の金融口座から翌月 1 日に引き落とします。)

5 事業所の特色等

(1) 事業の目的

実施する指定訪問看護の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定訪問看護の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定訪問看護の提供を確保することを目的とする。

(2) 運営方針

利用者が要介護状態等となった場合においても、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。

(3) その他

常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修(外部における研修を含む。)を実施する。なお、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 カ月以内
- 二 継続研修 年 6 回以上

6 サービス内容に関する苦情等相談窓口

(1) 苦情等相談窓口について

提供したサービス内容等について、相談や苦情を受け付けるための窓口を

下表のとおり設置します。

当事業所 相談窓口	受付時間 平日9:00～18:00 土曜9:00～13:00 電話番号 0979-23-8710
中津市 介護長寿課 介護係	受付時間 平日9:00～17:00 電話番号 0979-22-1111
大分県国民健康保健団体連合会 介護保険課 苦情専用係	受付時間 平日9:00～17:00 電話番号 097-534-8475

(2) 苦情処理の体制及び手順について

相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりです。

- ①苦情があった場合には、直ちに管理者が連絡をとり、状況に応じて対象者と直接会う等して詳しい事情を聴取するとともに当該担当者から事情を確認する。
- ②必要があると判断した場合には、管理者を中心として検討会議を行うこと（検討会議を行い場合も、必ず管理者まで処理結果を報告する。）
- ③検討の結果、必ず翌日までには具体的な対応をする。（利用者に謝罪をする等）
- ④記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

7 緊急時等における対応方法

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者様の主治医、救急隊、緊急時連絡先（ご家族等）、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等へ連絡をするなどの必要な措置を講じます。

8 事故発生時等における対応方法

当事業所は、サービス提供中に事故が発生した場合には、速やかに利用者様の緊急時連絡先（ご家族等）、市町村、居宅サービス計画（介護予防支援計画）を作成した居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

- 1) 当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。
- 2) 当事業所は、損害賠償のために、損害賠償責任保険に加入する。

9 個人情報の保護及び秘密の保持について

※ 事業所は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めます。

※ 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、看護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

10 サービス利用に当たっての留意事項

サービス利用の際には、介護保険被保険者証・介護保険負担割合証・マイナンバーカードをご提示下さい。また、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）及び被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業所にお知らせください。

■ 緊急時等連絡先

緊急時連絡先 (家族等)	氏名（続柄）	
	住 所	
	電話番号 (携帯電話)	

主治医	病院（診療所）名	久持ファミリークリニック
	所在地	〒871-0043 大分県中津市栄町 2091 番地
	氏 名	院長 久持 顕子 / 久持 邦和
	電話番号	0979-22-3351

